

京都市教育長訓令甲第6号

事務局

教育機関

京都市教育委員会事務局及び教育機関の職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和2年3月31日

京都市教育長 在田正秀

第2条各号を次のように改める。

- (1) 条例第10条に規定する非常勤職員
- (2) 条例第11条に規定する臨時的任用職員

別表生涯学習部の項を次のように改める。

| | | | |
|--------------------|----------------------|---|---|
| 指導部京都奏和 高校開設準備室 | 全員 | 交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午前10時45分から午後7時30分まで 午後1時15分から午後10時30分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |
| 生涯学習部 | 生涯学習総合センターを勤務場所とする職員 | 交替に 午前8時30分から午後5時15分まで 午後0時15分から午後9時まで | 4週間を通じて8日並びに1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで |
| | その他の職員 | 午前8時45分から午後5時30分まで | 日曜日、土曜日、祝日法による休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで |

別表野外活動施設花背山の家の項中

交替に
午前6時から午後2時
45分まで
午前8時から午後4時
45分まで
午前9時から午後5時
45分まで
午前9時30分から午
後6時15分まで
午後1時15分から午
後10時まで

を

「

交替に
午前6時から午後2時
45分まで
午前8時から午後4時
45分まで
午前9時から午後5時
45分まで
午前9時30分から午
後6時15分まで
午前10時30分から
午後7時15分まで
午後1時15分から午
後10時まで

に改める。

」

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)